主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、結局単なる訴訟法違反の主張に帰し、すべて「最高裁判所における民事 上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃 至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張 を含む」ものと認められない。

よつて 民訴四〇一条、九五条、八九条に従い裁判官全員一致で、主文のとおり 判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎